明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（一四）　三
○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（一五）　五
○国際観光旅客税法（一六）　五

〔政　令〕
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（一五九）　一〇
○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（一六〇）　一二
○国際観光旅客税法施行令（一六一）　一二

〔省　令〕
○国際観光旅客税法施行規則（財務三九）　三
○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則及び独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令（国土交通三九）　一六

〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院一）　一七

〔告　示〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（内閣府六九）　一八
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（同七〇）　一九
○基幹放送普及計画の一部を変更する件（総務一五八）　一九
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同一五九）　二三
○結核医療の基準の一部を改正する件（厚生労働二〇八）　二五
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（同二〇九）　二六

〔官庁報告〕
計量士国家試験合格者（経済産業省）　二七

〔公　告〕
国家試験　二九
諸事項
裁判所　二九
破産、免責、再生関係
特殊法人等　三六
税理士証票無効・登録抹消関係　三六

地方公共団体　三七
行旅死亡人関係　三七
会社その他　三七
会社決算公告　四一

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第一四号）（法務省）

1　判事の員数を五〇人増加することとした。（第一条関係）

2　判事補の員数を二五人減少することとした。（第一条関係）

3　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三五人減少することとした。（第二条関係）

4　この法律は、平成三〇年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（法律第一五号）（国土交通省）

1　題名

題名を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　目的

この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに我が国に対する理解の増進に資するものであること並びに国際観光旅客の往来を促進することが国際交流の拡大に資するものであることに鑑み、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　基本方針

国土交通大臣が定める基本方針を「国際観光の振興を図るための基本方針」に変更するとともに、その記載事項を改めることとした。（第三条関係）